

○松江市文化財保護条例

平成17年3月31日

松江市条例第173号

改正 平成17年3月31日条例第382号

平成23年7月5日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財(国又は県の指定するものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項の各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び文化的景観をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定及び認定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを市指定文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合を除く。

3 第1項の規定による指定をする文化財が、無形文化財である場合には、教育委員会は、当該市指定文化財の保持者又は保持団体(無形の文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める松江市文化財保護審議会(以下「市文化財審議会」という。)に諮問しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定文化財が市内に所在しなくなった場合及びその価値を失った場合その他特殊の理由のあるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定文化財について法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項及び第109条第1項の規定による国指定文化財の指定があったときは、当該市指定文化財の指定は、解除されたものとする。

3 市指定文化財について島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項及び第31条第1項の規定による県指定文化財の指定があったときは、当該市指定文化財の指定は、解除されたものとする。

4 市指定文化財の保持者又は保持団体が適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

5 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をするには、教育委員会は、あらかじめ市文化財審議会に諮問しなければならない。

(告示及び通知)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の規定による指定及び同条第3項の規定による認定又は前条第1項から第3項までの規定による指定の解除及び同条第4項の規定

による認定の解除をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等（無形の文化財の場合は保持者又は保持団体）に通知しなければならない。

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

第7条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は当該管理責任者と連署の上速やかに教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

（所有者等の変更等）

第8条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所有者等（無形の文化財の場合は保持者又は保持団体及び代表者）又は管理責任者はその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、損傷等）

第9条 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第10条 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。た

だし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等(無形の文化財の場合は保持者又は保持団体)がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者等(無形の文化財の場合は保持者又は保持団体)に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当したときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第13条 市指定文化財の管理が適当でないため当該市指定文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は所有者等に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第11条第2項及び前条の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第15条 市指定文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第13条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定文化財の公開を勧告することができる。

3 教育委員会は、市指定文化財の保持者又は保持団体に対し市指定文化財の公開又はその記録の公開を勧告することができる。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第10条の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市文化財保護条例(平成9年松江市条例第24号)、鹿島町文化財保護条例(昭和42年鹿島町条例第14号)、島根町文化財保護条例(昭和50年島根町条例第4号)、美保関町文化財保護条例(昭和57年美保関町条例第3号)、八雲村文化財保護条例(昭和51年八雲村条例第11号)、玉湯町文化財保護条例(平成9年玉湯町条例第5号)又は宍道町文化財保護条例(昭和43年宍道町条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町文化財保護条例(昭和48年東出雲町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月31日松江市条例第382号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第34号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

